

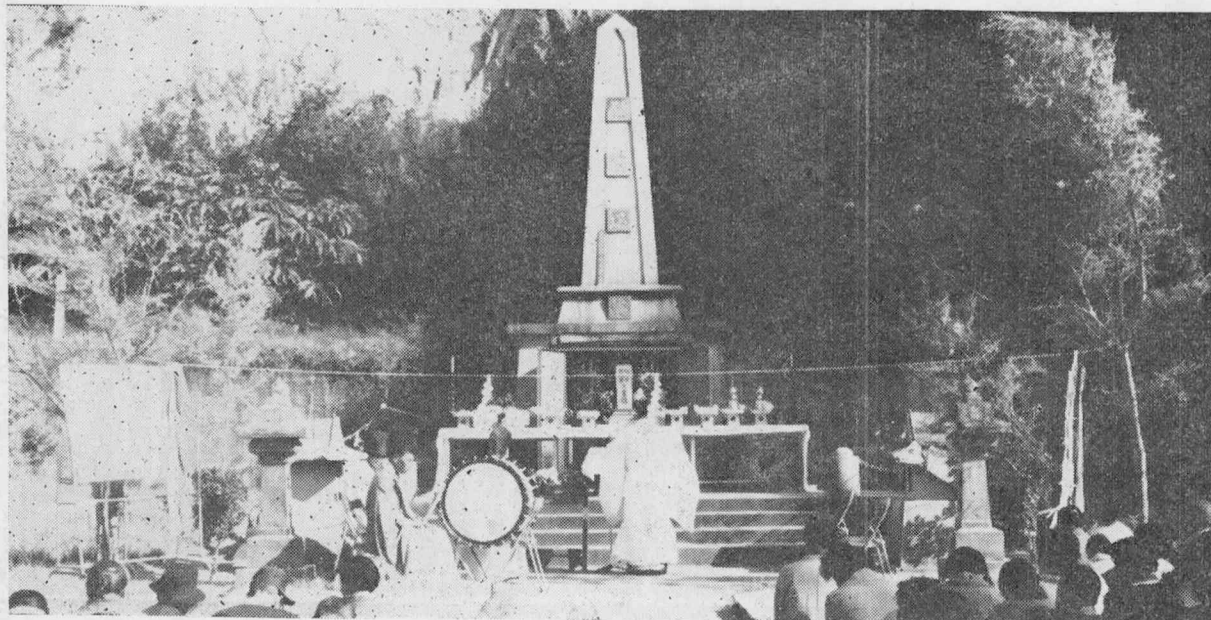


大 報 おおおじめ

昭和45年12月25日 No. 215

編集と 鹿兒島県肝属郡大根占町役場
発行 企画室 企画係
(電話 大根占局 2-0511-0515)
印刷 逆瀬川印刷所 (電話 2-0140)

町の 昭和45年12月1日 現在推計人口
人口 男 5,060 人 計 11,080人
女 6,020 人
前月より 34人 減



御 霊 よ やすらかに

殉戦没者 慰 霊 祭

昭和四五年戦没者ならびに
殉戦者慰霊祭が十一月十九日
午後一時三〇分から慰霊塔境
内で、約二百名の遺族、町
関係者、一般参列者などの列
席のもとに行なわれました。
神式と仏式による祭典がお
こなわれ、坂元町長は祭詞の
ことばで「祖国存亡のために
国民の身代りとなり、寒風吹
きさむ北の荒野に、あるい
は炎天焼きつく南の孤島で、
敵軍と戦い、あるときは悪疫

窮乏と闘い、ついに護国の御
霊となられた英霊に対し、衷
心より哀悼の誠を捧げます。
(中略)
この上は、御霊の御冥福を
心からお祈り申し上げ、ご遺
族、郷土の平和と発展をお護り
ください」と述べました。
このあと、町議長、県遺族
会長などの弔辞、遺族代表の
謝辞があり、厳肅なうちに
盛大にまくをとりました。

二つの統計調査 に協力を

工業統計調査

昭和四十五年十二月三十一
日現在で工業統計調査を実施
します。

この調査は、製造業に属す
るすべての事業所が対象にな
ります。その目的は製造事業
所について生産のために使用
された生産要素および生産活
動の成果などについて調査し
わが国における製造業の実態
を把握し、生産活動に関する
資料を作るための調査です。

調査票の作成についてお答
えいただいたことからは、統
計をつくる目的だけに使用さ
れ、他に洩れたり、課税その
他申告者の不利益になるよう
なことに使用されることは絶
対にありません。
みなさん方のご協力をおね
がいをします。

物資流通統計調査

昭和四十五年十二月三十一
日現在で物資流通統計調査を
実施します。

この調査は、県内地域相互
間および県際関係における物
資の流通状況を調査するもの
で、地域開発産業振興などの
基礎資料を得ることが目的で
す。またこの一年間における
本県物資の流れをとらえるも
ので、その成否はみなさんの
ご協力のいかんにかかってお
ります。調査票の内容につき
ましては、統計の目的以外に
使用することは絶対にありま
せんので事実をありのままに
ご記入くださるよう協力をお
ねがいをします。

メモ

子どもたちは、も
う二学期も終わり、
クリスマスだ、お正月だと、
はしやぎ回っているというの
に、主婦にとってはこの十二
月ほどせかせかとあわただし
い月はありません。家のおそ
うじ、食事、せんたく、それ
にお正月を迎える準備とお買
物、どうやりくりしたって、
手が回りきれないほどです。

衣

冬物の衣類はもうす
っかり整っているでし
ょうけれど、いそがしさにと
りまぎれて、お正月用の晴着
の点検をお忘れなく。
タンスの引出しにちゃんとそ
ろっている和服のそでづけが
ほころびていたり、洋服のボ
タンがとれかかっていたりし
ていて、いざ着て出ようとす
るときになんて針を使うなど
格好のよいものではありません。
あまり押しつまつてから
では見落としがありますから
早めにつかり点検しておき
ましょう。

食

寒い戸外の仕事やお
勤めから帰ってくる家
族のために温かい食事を用意
してあげましょう。



広報のしおり

住 宅
つと包丁
は、ちょ
つと包丁
を入れて
食べやす
いように
してあげ
ましょう。

が、そこは考え方ひとつで
大きな買物は下旬か、どう
しても今月中に必要な仕方
がありませんが、さし当たり
この暮れや正月に用がなけれ
ば、思い切つて来春になって
からにしておきましょう。それよりも
お正月になってから、急にあ
わてないよう、まず小物か
らそろえていきましよう。

イカは一年中出回っていま
すが、寒いこのごろのものを
新イカと呼んでいます。新し
いものはさしみに。天ぷら、
フライのほか、煮ても焼いて
もいけますが、ただ火かげん
をよくみて、あまり煮すぎず
焼きすぎないことが大切です
タコも一年中見られますが
やはりお正月が近づくと、と
くに多く出回ってくるよう
です。食べ方はそぎ身にして酔
じょうゆか、わさびじょうゆ
でいただくのが一番ですけれ
ど、小さいものでしたら、お
でんといっしょに煮て、一匹
付けにサラ盛りも野趣にとん
でいいものです。お子さん

賑わった

文化祭

町連合青年団主催

町連合青年団（渡瀬幸徳団長）主催の文化祭が十一月三日「文化の日」午後0時から大根占小学校体育館で行なわれました。

第一部、意見発表では、神之浜青年団員、寺田秀樹君の「青年として私は思う」など各校区六人の代表者の発表があり、青年の役割、青年の進むべき道がうきばりにされ、第二部では、神舞、武士踊り、棒踊り、銭太鼓など町内に古くから伝わるたくさんの

郷土芸能が披露されました。会場に来ていた観客の多くが、はじめてみたという踊りも少なくなく、盛んな拍手をあびていました。

上演の機会や演じる若者が少なくなり、減りつつある郷土芸能を、われわれの手で保存していくと、練習にはげみ、その成果を披露したもので、今後もこうした伝統ある郷土芸能を発掘、保存していくと、はりきっています。

（神舞い……城元青年団）



（武士踊り……鳥井戸青年団）



（銭太鼓……鳥浜婦人会）



（宿利原空手同好会員）



（同期の桜……神之浜青年団）



（棒踊り……連青団）

森林組合だより

◎山林苗木の申し込み並びに造林補助申請について
組合では、十一月末日をもって一応締切りでしたが、まだ申し込みでない方は早目に申し込んでください。

組合では、苗木の需給計画をたて、不足分は町外へ手配しなければなりませんので、円滑な需給ができるようにご

協力ください。

◎農地に造林される方は、転用の許可を受けないと補助金が出ませんので、農業委員会へ申請し、許可を受けてください。

◎再造林（杉、松、檜の伐採跡に造林するもの）には、本年度かぎりで補助金が出なくなり、伐採跡地を所有している方は本年度中に造林してください。

◎林業種苗法改正について

川に汚物をすてると

罰せられます

河川法施行令一部改正

河川法の施行令が一部改正され十一月七日から施行されることになりました。

尿、鳥獣の死体、その他の汚物または廃物をすてることとは、全面的に禁止されます。

改正されたおもな点は次のとおりです。

▽ 河川を損傷したり、河川区域内に土石、ごみ、ふん

みだりにこのような行為をすると三月以下の懲役または五万円以下の罰金に処せられます。

▽ 河川に一日当り五十立方メートルの汚水を排出する者はあらかじめ河川管理者（建設大臣または県知事）に届出の義務が生じます。

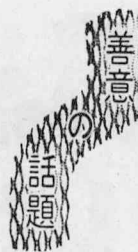
また、河川は流水と堤防などからなる敷地と空間を提供して、私たちのすきみ勝ちな日常に一般住民の自由使用として生活にうるおいを与える公共施設でありますので、今日世論のわき立っている公害防止の見地からも、河川法で流れを汚染させたり、河川敷に汚物を投棄することが禁止されることになりました。

このように公害防止にも直接役立つことになりました河川法施行令の施行につきましては住民の全面的な協力がな

りませんが、第一回講習会が十一月二十七日鹿屋であり、本町から次の十名の方が受講されました。

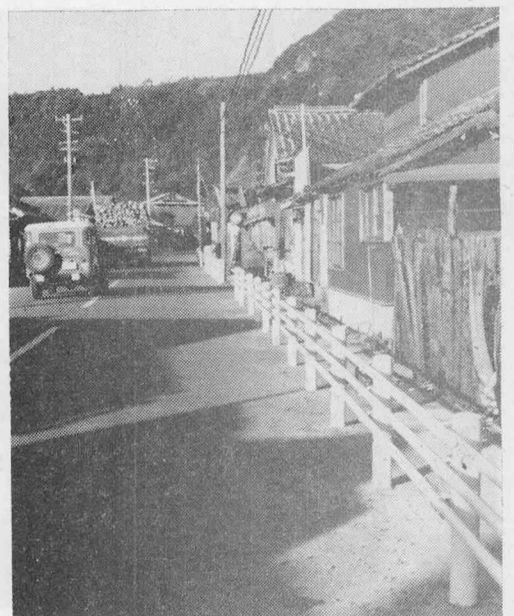
命苦幸雄、命苦勝、宿利原末雄、後釜光徳、毛下勉、牧原文吉、家長善二、安水清徳、山中盛秀、永吉一二。

戸籍に関する情報は ホームページ上では 掲載していません



次のかたがたから、それぞ
れご寄付くださいました。厚
くお礼申し上げます。
▽ 町社会福祉協議会へ
香典返しにかえて
京町の故長浜栄吉さんのご
遺族長浜広吉さんから 一万円

寺前の故山下桜さんのご遺
族山下春二さんから 一万円
弓場下の故東岩吉さんのご
遺族東岩夫さんから 五千円
鳥浜の故神川スギさんのご
遺族神川一海さんから 五千円
鳥浜の故岩元金次郎さん
のご遺族岩元定行さんから 一万円
塩屋の故飯隈新之助さん
のご遺族飯隈アサさんから 一万円



このほど、街地区を走る国
道の危険区域に安全対策の歩
行者専用道路（ガードパイプ
）が設置されました。
土木事務所下から遊喜製材
所前までの約二〇〇mと、西
村ゴム工業所前から老人ホー
ム入口までの約二二〇mで、
この付近は交通量もふえ、事
故多発地域で、歩行者、とく
に通学児童生徒はこれまで常
に危険にさらされていました
がこれで安心して通学でき
ましょう。



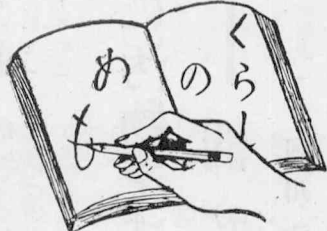
鹿児島県道遺族会から 五百円
鹿児島県護国神社奉賛会か
ら 五百円
▽ 錦江園（老人ホーム）の
おとしよりのかたがたへ
始良郡社会福祉協議会、老
人クラブのかたがたから 一千円

こんにちは 保健所です

「太陽の子」運動推進の妊
婦健康診査について、お知ら
せします。
厚生省の「妊婦健康診査及
び乳児精密健康診査」を「太
陽の子」運動の一環として実
施することになりました。

妊娠期は母子保
健の基盤であり、
この時期において
疾病異常を早期に
発見し、適切な指
導と措置をするこ
とは極めて重要な
ことです。

健康診査とは、
保健指導の基礎と
する診察をいいま
す。



今までは妊婦の検診を県では
春と秋の二回、その他は市町
村、個人の負担でおこなって
いたのですが、今年十月から
左記のとおり実施されること
になりました。

一、対象
鹿児島県の妊婦全員（鹿児
島市を除く）

ホースがすぐ はずれるが水 道課

◎ 寒い朝、湯沸器がこわれ
たり、水道の水が出なかつた
りしますが……
※ 湯沸器の中に残っている
水が凍り、パイプが破損する
ことがありますので、排水バ
ルブから水を抜き、空にして
おけば安全です。
水道が凍って水が出ないと
きは、蛇口に熱湯をかければ
よいですが、ビニールパイプ
部分にかけると割れることが
ありますので気をつけてくだ
さい。

二、回数
妊婦一人につき妊娠前期一
回、妊娠後期一回。
三、実施場所
県内の開業医師、公的医療
機関。
四、受診の方法
健康診査を受けようとする
者は、受診票を医師に提出す
る。

五、県外からの
転入者
住民登録後、
受診票の交付を
うける。
六、費用
無料
七、受診票の交
付
母子健康手帳
の交付を受けていない方は、
早く妊娠届と印鑑を持って町
役場で母子手帳の交付をうけ
まします。そのとき受診票も
交付されます。すでに母子手
帳をもっていらっしゃる方は
町役場に印鑑を持ってゆき、
受診票をうけまします。

母性の健康は赤ちゃんの健
康と直結します。受診票を持
っていますので、元氣
な赤ちゃんを生み育てまし
ょう。

鹿屋保健所大根占支所の相
談日は次のとおりですのでご
利用ください。

◎ 母子相談
毎週月曜日、赤ちゃん、幼
児、妊婦さんの健康相談日。
◎ 一般相談
毎週金曜日、成人病相談、
診断書の発行、一般相談日。
受付はいずれも午後一時～
二時まで。
なお鹿屋保健所での相談日
は次のとおりです。

◎ 一般健康相談
毎週月曜日、金曜日 9時～11時
◎ 妊産婦健康相談
毎週木曜日、9時～11時
◎ 乳幼児健康相談
毎週木曜日、13時～14時
◎ 肢体不自由児育成医療相談
毎月第2木曜日、13時～15時
◎ 精神衛生相談
毎月第1、第3木曜日、13
時～15時
◎ 歯科相談
毎月第3木曜日、14時～15時